

# 野外焼却は原則禁止！

久留米広域消防本部管内では、庭先での落ち葉焼きやゴミの焼却の火が住宅に燃え移り火災になった事例など、野外焼却に起因する火災が多く発生しています。

また、全国的にも今年に入ってから、2月に岩手県大船渡市、3月に岡山県岡山市、愛媛県今治市と立て続けに大規模な山火事が発生し、屋外での焼却行為が主な原因とされています。

野外焼却は「一部の例外」を除き、**法律で禁止**されています。「一部の例外」の詳細については、各市町の窓口にご確認ください。

なお、「一部の例外」により野外焼却を行う場合は、必ず次のことに注意してください。

## 「一部の例外」である野外焼却を行う際の注意点

- 1 風の強い日は絶対に行わない。
- 2 周囲に燃えやすいものがない場所で行う。
- 3 消火の準備をしてから行う。
- 4 その場を離れず、最小限の量を焼却する。
- 5 火が完全に消えたことを確認する。
- 6 近隣住民の迷惑とならないように行う。



## お問い合わせ先

| 消防署名   | 電話番号         | 管轄区域                        |
|--------|--------------|-----------------------------|
| 久留米消防署 | 0942-38-5151 | 久留米市（北野町、田主丸町、城島町及び三潆町を除く。） |
| 三井消防署  | 0942-72-5101 | 小郡市、大刀洗町、北野町                |
| 浮羽消防署  | 0943-72-4193 | うきは市、田主丸町                   |
| 三潆消防署  | 0942-62-2185 | 大木町、城島町、三潆町                 |
| 大川消防署  | 0944-88-1145 | 大川市                         |